

# 第 1 回筑後川水系流域委員会

平成 1 6 年 6 月 1 7 日 (木)

# 第 1 回筑後川水系流域委員会

## 1. 開 会

事務局（坂元） ただいまより第 1 回筑後川水系流域委員会を開催いたしたいと思えます。本日出席予定の梶原委員、川野委員が欠席ということになっております。それから、江藤委員につきましても少しおくれますという連絡が入っております。

私、司会をさせていただきます筑後川河川事務所の技術副所長をしております坂元といひます。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思えます。お手元の方に資料 - 1 から資料 - 7 までございます。まず最初、資料 - 1 ですがけれども、筑後川水系流域委員会議事次第がござひます。委員の名簿がその後についていると思ひます。それから、資料 - 2、河川の新しい計画制度についてという 2 ページの資料がござひます。それから、資料 - 3、流域委員会の役割についてという 2 枚のページでござひます。それから、資料 - 4、筑後川水系流域委員会規約（案）という資料がござひます。1 ページです。資料 - 4 も 1 ページで、直轄管理区間（整備計画対象区間）という資料がござひます。それから、資料 - 5、情報公開のあり方について（案）という資料、1 枚のページです。それから、資料 - 6 は 1 と 2 に分かれております。資料 - 6 - 1 は筑後川流域の概要、資料 - 6 - 2 は筑後川水系河川整備基本方針の概要。それから、資料 - 7、住民意見聴取についてという資料がござひます。それから、委員の皆様には、立体地図、筑後川水系河川整備基本方針、パンフレットで「くるめウス」、筑後川の事業概要、「ボランティアによる河川美化」という 1 枚のペーパーが入っております。それから、「筑後川流域基礎情報」と「筑後川新聞」という資料を別途配付させていただいております。資料のない方は手を挙げていただければ、事務局から持っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、国土交通省筑後川河川事務所長の中村よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 事務所長挨拶

中村筑後川河川事務所長 皆さん、こんにちは。国土交通省筑後川河川事務所長の中村でござひます。本日は大変ご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、皆様には、本委員会の委員就任を快くお引き受けいただき、心から感謝を申し上げ

ます。

さて、皆様ご承知のとおり、平成9年に河川法の改正が行われまして、河川に関する新しい計画制度として、河川整備基本方針と整備計画を水系ごとに定め、これに沿って河川整備を行うことになりました。新しい計画では、関係地域の住民と学識経験者の意見を聞いて計画に反映させるという手続が新たに盛り込まれまして、このために流域委員会を設置して計画づくりを進めるということでございます。本委員会では、筑後川の整備についていろいろな面からご検討いただき、今後2年間を目途に、私どもから提出いたします河川整備計画の案について意見を取りまとめることを皆様をお願いしたいというふうを考えております。しばらくの間、委員の皆様方にはお手数をおかけいたしますけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、開会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（坂元） ありがとうございます。

### 3. 委員等紹介

事務局（坂元） 本日は第1回目の流域委員会でございますので、初対面の方々もおられることかと思えます。委員の方々におきましては、簡単に自己紹介をしていただきたいと思っております。資料-1の後ろに委員の名簿がございます。その名簿に従って順次お願いしたいと思います。

事務局（中村） 申しわけございません。人数が多うございますので、長くやっていたきたいんですけれども、ごく簡単に、30秒から1分ぐらいで、今日も18人おいでになりますので、1人1分やって20分となってしまいますので、すみませんけれども、簡略に。それぞれご紹介する機会はまた次回以降も設けますので、よろしくお願いいたします。

事務局（坂元） それでは、平野委員からよろしくお願いいたします。

平野委員 平野でございます。そこに書いてございますように、筑後川のリバーカウンセラーというのをずっとさせていただいてまして、その辺で今回も参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

石原委員 石原でございます。ここに経歴等が書いてございますが、この当時、並行いたしまして久留米市の助役を長年いたし、その後、福岡県の要請を受けまして、最後は福岡県南広域水道企業団を所管しておりまして、大変苦勞いたしました。

以上でございます。

黒田委員 九州共立大学の黒田でございます。専門は農業水利でございます。よろしく

お願いいたします。

荒牧委員 福岡有明海漁連の荒牧でございます。有明海で漁業を営んでおりますので、筑後川の水の恩恵というのは非常に大切に思っておりますので、今後ともよろしく願います。

松崎委員 佐賀有明漁連の松崎でございます。私どもも海の方から山を眺め、一番末端の方から上を見るといろいろなものが見えてまいります。そういうことで、また皆さんにいろいろとお世話になるかと思えます。よろしく願います。

古賀憲一委員 佐賀大学の古賀と申します。よろしく願います。専門は水質ということになっておりますので、よろしく願います。

楠田委員 九州大学の楠田でございます。水環境を専門にしております。よろしく願います。

菊池委員 菊池と申します。九州大学理学部を定年退職して8年になります。有明海など海岸、浅海の生態学を専攻しております。ここでは専門分野を沿岸環境と書いていただいております。

松井委員 九州大学大学院農学研究院の松井と申します。専門は魚類生態ということになっておりますが、よろしく願います。

東委員 佐賀大学を定年退職して4年目に入りました東と申します。専門は、そこに書いてありますように、動物生態学となっておりますが、最近は保全生態学の方に縄張りを広げつつあります。よろしく願います。

福岡委員 10月11日に開館をします佐野常民記念館の館長をしております福岡でございます。ちょうど早津江川と筑後川が分かれるところに今13億円ほどかけて建物が建ちました。また、沿岸地域は、水辺プラザ事業として国土交通省からいろいろ、まだ公園化はしてありませんけれども、平成16年度にかかって公園化するようにしております。筑後川の河川コーナーみたいなものをつくって情報をこの記念館で配信したいと思っております。よろしく願います。

近藤委員 文化ということになってはいますが、私は昇開橋とエツで有名な大川から来ました絵をかいています近藤日子と申します。ふだんは絵画教室をしながら絵をかいていますが、私の分野ではない川のことで、皆様も、どうして私が入ったのかなと思われているかもしれませんが、感じたことを少しお話ししたいと思います。

私も展覧会をしたり、個展をしたり、グループ展を重ねてはいますが、そんな中で川のことで感じたことがありますので、ちょっとお話しします。それは、上流域、中流域の方たちとグループ展を重ねたときとかは、すごくみずみずしい原色に近い色を使われる方がすごく多いんですけれども、下流域の方たちとグループ展をしたら、濁色とか紺色、

それに黒を使った感じの方たちがすごく多いんです。それは、見えないところで感じて出てくるものだと思っております。それで、上流域、中流域の方たちがそんなにすごくきれいな色を使われるというわけではないんですが、それがまたいい絵というわけでもないんです。絵というのは感動が一番大事だと思います。それで、1人ずつ感動、感じが違う、どれくらい感動できるかでいい作品ができるというところで、皆様と一緒にどれだけ感動できるかを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

古賀和裕委員 西日本新聞の古賀と申します。2年前まで大分県の日田にいました。そのときに、森林保全に頑張ってくられた合原さん、大山川、三隈川の水量増加運動に頑張ってくられた諫本さん、そういう人たちとまたこうやってテーブルを囲んで論議できることを楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

島谷委員 九州大学の島谷です。今、大学で河川工学を教えているんですが、特に川の問題とか、いろんな方との合意形成の仕組みとか、そういうことが専門ということですので、よろしくお願いいたします。

合原委員 大分県日田市から参りました合原でございます。私、専門というか、仕事として一番大もとの山の方の育林に従事しております。いろんな形で皆様のご意見を聞きながら、私どもの山の保全に役立てたいと思って参加いたしました。よろしくお願いいたします。

諫本委員 同じく日田から参りましたNPOひた水環境ネットワークセンターの諫本と申します。日田地域で、住民とか行政の方が水環境に関していろんな考えを持っているところを、どちらかという応援団的に活動しております。どうぞよろしくお願いいたします。

駄田井委員 久留米大学の経済学部におります駄田井と申します。大学における傍ら、筑後川流域連携倶楽部というNPO法人の理事長をしております。お手元にお配りしております「筑後川新聞」という情報誌を発行しております。これは年6回発行しております。ついでながら、裏の方に、最後のところに本連携倶楽部の入会案内を出しておりますので、よければひとつご加入願えればというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（坂元） どうもありがとうございました。事務局のやり違いであちこちになりました。どうもすみませんでした。

それでは、ただいまより資料 - 1 の議事次第に沿って、4番目の議事の方に入らせていただきます。

まず最初に、（1）河川の新しい計画制度について、（2）流域委員会の役割についてというのを所長の方から説明させていただきます。

#### 4. 議 事

(1) 河川の新しい計画制度について

(2) 流域委員会の役割について

事務局(中村) 今日の主題は、委員長の選出とかこの会の運営についてもあるんですが、ちょっと前に、この委員会の役割といいますか、皆様の役割を少しご説明させていただきたいと思います。通常の第1回のいろんな委員会とはちょっと順序が違ったかもしれないんですけども、ご了承ください。

それでは、冒頭の挨拶でも簡単に触れましたけれども、河川の新しい計画制度についてご説明申し上げます。皆様のお手元の資料では資料-2というものになります。ちょっと前列の方は見にくいかもしれませんが、後ろのスクリーンの方もございますので、あわせてごらんください。

(プロジェクター)

先ほども申し上げましたが、河川法が平成9年に改正されております。それまでの治水、利水主体の河川整備から、この新しい平成9年から環境も含めた総合的な河川整備を目指すというものに河川法が転換されてきております。

それから、もう一つ重要な改正点といたしまして、地域の意見を反映した河川の計画制度が導入されたということがございます。これをもうちょっと具体的に説明します。法改正以前の河川の計画というのは、ちょっと字が小さいんですが、工事実施基本計画というものがございまして、この図でもちょっとは書いてありますけれども、国の河川審議会というものがございまして、その意見をjて国が決定する、あるいは県が管理している河川では県が決定するというものでございました。それを、新しい平成9年度以降の制度では、このように大まかな基本的事項だけを書いた河川整備基本方針というものと、今後20~30年の具体的な計画を書いた河川整備計画という2つに分けるようになりました。違いはおわかりになりますよね。上の古い制度では計画は工事実施基本計画の1つだけだったんですが、新しい制度では二段構えになっているということでございます。特にこの後の方の河川整備計画というものでは、手続として新たに、学識関係者、それから関係住民、それから地方公共団体の意見を聞いた上で計画を策定するという仕組みを導入しております。これまでと比べて、より地域の意向を重視した計画づくりが可能になったわけでございます。

ちょっと話が前後しましたが、その前段の河川整備基本方針は何かということになるんですが、こちらについては、河川の計画の流量とか、そういう基本的な事項だけを書いております。これは、従前と同じく、国の審議会の意見を聞いてつくるようになっています

が、内容的には非常に大まかな基本的なことだけが書いたものになっております。それで、先ほども言いましたように、具体的な、例えば20年から30年間に実行可能な河川の整備目標とか工事箇所、それから維持する場合は維持の内容などを具体的に書いたものが河川整備計画というものになります。こういうふうな新しい制度に変わったということで、この流域委員会もそれに沿ってつくられているということでございます。ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、後ほどご質問があれば承りますので、よろしく願いいたします。

引き続き、資料 - 3の方に移らせていただきます。次に、流域委員会の役割ということでございます。先ほどご説明しました河川整備計画をつくる際に、学識経験者の意見を聞きなさいということになっております。これは、ちょっと1枚めくっていただいて、下の方にページが振ってありますが、資料 - 3の1ページですね、ちょっと細かくて、法律の条文ですので大変読みづらいんですが、書いてございます。この中で、これは河川法の第16条の2というものになりますけれども、たくさん書いてありますが、特に関連するところは赤い傍線が引っ張ってある第3項でございます。ちょっと読みますと、「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」となっております。住民の意見とか自治体の意見というのもございますが、特にこの第3項では学識経験を有する者の意見を聞きなさいということが規定されております。本委員会は、この学識経験を有する皆さんにお集まりいただきまして、私どもが意見を伺うために設置されております。そういう位置づけでございますので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、皆さん、よくご質問をされたり、それからご心配のある方がいらっしゃるんですが、河川整備計画の計画本文そのものをこの委員会で起草しなければいけないのではないとか、全部つくり上げて調整をしなければいけないのではないかというふうにとらえられる向きもあると思うんですが、必ずしもそういうことではなくて、河川整備計画の案は私ども国でつくらせていただきます。それに対するいろんな面からのご意見をいただきたいということでございます。私どもとしましては、次にちょっと説明しますが、学識経験者だけではなくて、いろんな形で関係住民とか自治体からも別途意見を聞いてまいりますので、それをもとに案をつくらせていただきます。それに対して皆様からのご意見をいただきたいということでございます。

ちょっとややこしい話をしておりますが、スクリーンの方をごらんいただきたいんですけども、その辺を少し図にしました。この図の中で一番左上にある学識経験者【流域委員会】というのがこの委員会でございます。その根拠については、小さく書いてありますが、河川法第16条の2の3というのにございます。先ほどの赤い線が引っ張っていたとこ

るですね。それから、一方、関係住民、これは、私どもの方で「流域1万人会議」という名前を今つけさせていただいておりますけれども、1万人というのは1万人で会議をするという意味ではなくて、より多くの方から意見をいただくという意味合いでつけております。これは、この委員会とは別に並行して意見聴取活動を行います。その根拠は第16条の2の4というのになりますけれども、これを行い、それからさらに関係自治体ですね、市町村からも同じく意見を並行的に伺います。そうしたものをお互いに情報交換もしながら取りまとめて、河川管理者と書いてありますが、これが国ですね、整備計画の案をつくります。それに対してこの委員会からも意見をいただきます。それから関係県知事に意見照会をいたしまして、最終的に計画の策定ということになります。そういうプロセスを経て全体をつくり上げてまいります。その計画の策定までを今後2年間で何とか終えたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、この流域委員会につきましては、できるだけたくさん開いた方がいいとは思いますが、まず今の考えでは3カ月に一遍程度になるのではないかとこのように考えております。もちろん、皆さん方の意見交換の場、あるいは現地を見学する場というのも必要があれば設けたいと思いますので、その点についても後でご意見をいただければありがたいと思っております。

(プロジェクター終わり)

少し長くなりましたが、本委員会あるいは河川法の仕組みにつきましてご説明をいたしました。

事務局(坂元) ただいま江藤委員が来られました。今日、参加予定の18名が全員そろいました。先ほど皆さんに自己紹介をしていただきましたので、一言よろしくお願いいたします。

江藤委員 おくれて申しわけございません。合併の委員会が急にございましたのでおくれました。申しわけございません。私、小国町の方で、財団法人「学びやの里」というところで、九州ツーリズム大学という都市と農村をつなぐ学びの場をやっております。よろしくお願いいたします。

事務局(坂元) どうもありがとうございました。

それでは、引き続き議事の方を進めさせていただきたいと思っております。議事の(3)規約の決定について説明させていただきます。

### (3) 規約の決定

事務局(浦山) それでは、規約(案)というのが資料-4でございますので、ごらん

いただきたいと思います。

すみません。今の時点でご質問等がございましたらよろしくお願ひしたいんですけども、特にございませんでしょうか。

それでは、後ほどまた振り返ってご質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、資料 - 4 の規約のところを決めていきたいと思ひます。案を提示させていただきまますので、ご意見をいただきたいと思います。私、調査課長の浦山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。ちょっと読ませていただきますので、ごらんいただきたいと思ひます。

第 1 条です。第 1 条につきましては、この名称を書いております。本会は、「筑後川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称するというところで書いてございます。

第 2 条、目的でございます。こちらは、先ほど私どもの事務所長から説明いたしましたとおり、河川法のその根拠の条例を書いてございます。委員会は、筑後川水系河川整備計画（直轄管理区間）の案を作成するにあたり、河川法第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨に基づき、学識経験者としての意見を述べることを目的とするということで書いてございます。直轄管理区間と申しますのは、今回の整備計画対象区間につきましては、同じく資料 - 4 の流域図がございまして、ここで赤い線が入っているところですね、これが私ども国が直接管理をしている区間でございます。それ以外の水色のところにつきましては、福岡県あるいは佐賀県、熊本県等の県の方で管理をいただいていると。これにつきましては、それぞれそちらの整備計画が県の河川管理者によってつくられるということになります。今回はこの赤いところが整備計画の対象区間ということになります。

それでは、規約の方に戻りますが、第 3 条、構成でございます。委員会は国土交通省九州地方整備局長が設置をいたします。

第 2 項、委員会の委員は、筑後川流域に関し、学識関係を有する者のうちから、国土交通省九州地方整備局長が委嘱するということになります。

第 3 項、委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとするということです。

第 4 条、委員会は委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するということになります。今回 20 名ということで委員の方々がちょっと多くなっておりますので、2 分の 1 の過半数の出席をもって成立をさせていただいたらどうかと思っております。

第 5 条、委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2、委員長は委員会を召集する。
- 3、委員長は委員会の運営と進行を総括し、委員会を代表する。
- 4、委員長は副委員長を委員の中から指名する。
- 5、委員長が事故等の理由により出席できない場合には、副委員長が職務を代行する。

第6条、意見参考人、いわゆるオブザーバーですけれども、今回20名の方々に委員ということでお引き受けをいただいておりますが、これ以外の分野でも筑後川流域にはいろんなことをご存じの方がたくさんいらっしゃいます。その場合にいろいろと意見を聞く場をこの委員会の中で設けることができるようにしております。委員長は、必要と認められるときに意見参考人を選定し、意見聴取することが出来るということでここに書いてございます。

第7条、情報公開です。委員会の公開方法については、委員会で定めるということで、今日はフルオープンでやらせていただいておりますが、今後の進め方についてもご議論いただければと思います。

第8条、事務局については、私ども筑後川河川事務所に置かせていただきます。

第9条、規約の改正につきましては、同じく2分の1の同意を得て変えることができます。それから、この規約に記載されていないことにつきましても、この委員会の中で決めていただければできるようになっております。

最後に、今日、17日からこの規約を施行させていただければというふうに思っております。

事務局（坂元） ただいま筑後川水系流域委員会規約（案）ということでご説明させていただきました。何か質問等がございましたらよろしくお願いします。

島谷委員 幾つかあるんですが、まず第2条です。主語は「委員会は」となっているんですが、委員会は学識経験者としての意見を述べるという、何か変なんですけど。委員が学識経験者としての意見を述べて、そうすると委員会は何をするんだろうかと。委員会はまとめるんですかね。委員と委員会の関係がよくわからないんですけれども、いかがでしょうか。

事務局（浦山） 申しわけございません。ちょっと文章がおかしいようですが、この委員会は学識経験者の皆様が意見を述べる場ということで確認をさせていただければよろしいかと思えます。

島谷委員 意見が異なったりしたら、ただ述べておけばいいという、そういうことなんでしょうか。委員会としての見解ではなくて、ただ述べっ放し、ちょっとその辺がよくわからないんですが、目的がですね。

事務局（浦山） それは、ぜひ集約をしていただきたいなというふうに思います。

島谷委員 それから、目的のところ、直轄管理区間の案を作成するに当たり意見を述べるということで、それはそれでいいと思うんですけれども、その次の説明であったように、資料-4を見ますと、例えば大山川とか小石原川のように上流にダムがある区間においては中間がすごく飛んでいますよね。こういうところは、飛んだところの、このダム湖

のところだけの整備計画をここでは話をして、例えば大山川だったら、今、放流なんかを  
していて、下流の問題というのは、当然、川の問題で出てくるんですけども、その辺は、  
意見を述べればいから適当でいいよというような感じですか。何かきっちり書いてある  
と、県の人も必ず同席してというようなことが計画されているのでしょうか。

事務局（中村） ちょっと細かい話になっていきますけれども、この委員会を設置するに  
当たりまして、各県にその辺の照会をしております。現時点でこういうふうな直轄区間の  
計画づくりをしますけれども、一緒にやりませんかという声はかけてあります。その中で  
県から、当面、県としての必要性はないので、どうぞ直轄の方で先にやってくださいと。  
あるいは、もう県でつくってしまっている区間も一部あります。その辺の整合さえきちん  
とすればいいですよというふうに各県からは回答をいただいておりますので、今後、県  
の方の都合も変わることもあり得るんですが、そういうことがあれば整合を図っていき  
たいというふうに思っております。

島谷委員 それともう一つ、ちょっと細かいことですが、第6条なんですが、「委員  
長は、必要と認められるとき」というのは主語がないんですけども、委員長が必要と  
認めるときはという意味ですか。それはちゃんと決めておいた方がいいと思うんです。  
僕は「委員会が」だと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

事務局（中村） これはあくまで規約の案でございますので、皆さんの議論で決めてい  
ただければいいと思うんですけども、書いた方の意図としては、そのたびに、これは必  
ずしも委員会を開いたときに審議できるとは限りませんので、事務局と委員長との打ち  
合わせの中で、もしそういう必要性がバーッと出てきた場合に臨機応変にできるように、  
できれば委員長に判断していただいて、もちろん委員会の意向を委員長は常に把握して  
いると思いますので、そういったものもあわせて「委員長で」というのが書いた側の意図  
です。

島谷委員 了解しました。

石原委員 ただいま肝心なところの意見が出てまいっておりますが、ちょっとお尋ね  
です。

法16条の2の3項、河川管理者は学識経験者の意見を聞かなければいけない。先ほど  
できれば意見の集約をお願いしたいというお話がございましたが、私は必ずしも意見の集  
約をする場じゃないというふうに理解しておりますが、いかがでしょうか。

事務局（中村） ご心配の点はわかるんですけども、説明の中でも少しさせていただ  
いたんですが、あくまで計画の案は私どもの方でつくりますので、その案に対して、い  
ろんな立場から、あるいはいろんな観点から意見を自由に述べていただくのがまず趣旨  
でございます。ただし、余りにも異なる見解があって、例えば両論併記とか、そういう  
のはできるだけ避けたいというふうに思っておりますので、そういったことが仮に起  
こった場合

の集約といいますか、可能な範囲で委員会としての意見統一が図ればお願いしたいということをございまして、全部まとめてほしいということではございませので、そういったことではいかがでございますか。

石原委員 よく理解をいたしております。恐らくこの委員会の中でもいろんな意見が出てまいりと思うんですけれども、中には利害が相反するようなこともあるかもしれません。そうした場合に必ず集約意見ということになりますと、非常に難しい問題がありますので、ただいまのご説明の趣旨をよく理解した上でお尋ねしたわけでございます。

事務局（中村） どうもありがとうございます。最終判断は私ども国の方でいたしますので、その判断についての責任は問うことはありません。

古賀憲一委員 今のご指摘は、事務局の回答は少しおかしいように感じます。なぜならば、この流域委員会そのものは法定の委員会ではありません。それで、我々の仕事は、学識経験者として河川管理者に言うのが仕事です。ですから、基本的には、河川管理者が案を学識経験者一人一人に見せて、私たち一人一人が答えるのがまず筋だろうと思います。ですから、その意見の集約を図る、図らないも、基本的にはこの流域委員会で判断させていただかないといけないのではないのでしょうか。だから、集約していただいた方がいいですというのは、河川管理者としては言い過ぎだと思っております。

事務局（中村） ただいまの趣旨は、ぜひちゃんと集約してくださいとお願いすべきであるということでしょうか。

古賀憲一委員 言うのもつらいんですけども、その判断は我々がすべきことでしょうか。

事務局（中村） ただ、その判断についての責任を皆さんにとっていただくということは我々としてはできないというふうに考えていますので、ですから、我々が最後気にしていますのはそこだけです。

古賀憲一委員 ですから、我々が自覚しないといけないのは、いわゆる学識経験者として意見を申し上げることが我々の自覚だろうと思うんです。

事務局（中村） 基本的な立場はそうだというふうに思いますので、具体的にはまた委員会の中で、ケース・バイ・ケースのことも出てくると思いますので、お願いをしたいと思っております。よろしくお願いたします。

事務局（坂元） どうもありがとうございました。

ただいまいろんな意見がございまして、第2条、目的、あと第6条の話等々がございませ。この規約につきましては、これらのことはこの後の議事の中でいろいろ皆さんでお話しいただければなと思っております。

事務局（中村） 今のは条文の細かい話もあるようですから、大筋でよろしければ、まず委員長を選出していただいて、それから条文の方も、今のお話では特に第2条が一番難

しいと思いますので、初めにこの審議をいただいて決定した後、今日の本議題に入りたいということなんですけれども、よろしゅうございましょうか。

ご意見がなければ、全体の規約の決定はちょっと置いていただいて、まず第5条関係をお願いしたいということでございます。

#### (4) 委員長選出

事務局(坂元) それでは、規約の第5条、委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定めるとなっております。規約に基づいて委員長の選出を行いたいと思います。どなたかご推薦がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

駄田井委員 この筑後川水系流域委員会の準備委員会の段階から委員長をやっていたきまして、いろいろご足労願ひました楠田先生にお願ひするのがいいのではなからうかというふうに思ひますが、いかがでございましょうか。

事務局(坂元) どうもありがとうございます。今、駄田井委員の方から楠田委員を委員長にというご推薦がございました。皆さん、よろしゅうございましょうか。皆さんよろしければ、楠田先生に委員長をお願ひしたいと思ひます。

〔拍手〕

事務局(坂元) ありがとうございます。

それでは、ただいま委員長になられました楠田先生より一言お願ひしたいと思ひます。

楠田委員長 ただいま委員長を仰せつかりました楠田でございます。私より年長の方、先輩の方がおられますし、浅学非才でございます。どうかよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

筑後川をより安全で、有明海を考えた感動を与える川にするために、先ほどからお話にありますように、河川整備基本方針に基づきまして、すばらしい川づくりの提言をできるようにしたいということを願っております。委員の皆様方のお知恵をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願ひいたします。

事務局(坂元) どうもありがとうございます。

それでは、第5条の4項、委員長は副委員長を委員の中から指名するとございます。楠田先生に指名いただきたいと思ひます。

楠田委員長 それでは、副委員長を指名させていただきたいと思ひますが、できましたら島谷先生にお願ひをしたいと思ひますが、如何でしょうか。

島谷委員 島谷です。まだ若くてあれですが、よろしくお願ひいたします。

事務局(坂元) どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これより先の議事の進行を楠田委員長によりしくお願いしたいと思います。

楠田委員長 それでは、直前の議論にまず戻らせていただきたいと思いますが、この規約(案)で第2条のところの主語は、例えばこういうのはいかがでしょうか。「委員会は」云々と、こうありまして、「学識経験者としての意見を聴取することを目的とする」、それは単純過ぎますでしょうかね。

それから、あわせてご検討いただきたいんですが、第6条は「委員長は、必要と認めるときに意見参考人を委員会に出席させ、意見を聴取することができる」ということで、当然、委員会の意向に沿ってさせていただくわけですが、小回りがきくようにという表現だけでございます。事務局の方のご意向はいかがでしょうかね。

事務局(中村) それでいいと思います。

島谷委員 聴取はちょっと事情聴取みたいで余りよくないんですね。集約という言葉がいいと思うんですけども、集約の中に、両論併記も集約ではないかと思うんですが、ちょっと国語辞典がないので私はよくわからないんですが、集約というのは、2つのことを併記したりすることも集約ではないんでしょうかね。どうでしょうか。よくわからないんですが、いかがでしょうか。だから、委員会は、筑後川水系河川整備計画の案を作成するに当たり、河川法第16条の2の3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者の意見を集約することを目的とすると。集約は言葉が強過ぎますかね。いかがでしょうか。ちょっと国語辞典があれば引いていただくとありがたいんですが、ほかに何かいい言葉があれば何か。やはりまとめるのが目的だと思うんです。それは、こういう意見とこういう意見があったというまとめ方でも多分いいんだと思うんですけども、やっぱり何らかの形で、「聴取」だけというのは余りにも言葉がきついんじゃないかなと。

楠田委員長 わかりました。

それでは、いかがでしょう。今の島谷委員のご意見に従いまして「集約することを目的とする」ということで、意見が一つにまとまらないときは複数のままでも構わないということを経事録に残していただいて、この集約はそう理解するという約束で進めさせていただくのはいかがでしょうか。

事務局(中村) 事務局としては、希望は、両論併記は最終的に余り好ましくないと思いますので、ただ、可能な限りは本来の集約をお願いしたいんですけども、そういう解釈であるという……

楠田委員長 ですから、やむを得ないときはそういうこともあるということによろしゅうございますでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、そういうふうにさせていただきます。

それで、この規約はこれで確定させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

古賀和裕委員 第6条はどうなるのでしょうか。

楠田委員長 第6条は「委員長が必要と認めるとき」ということでございまして、委員会の意向を当然反映するというようになっておりますから、委員会で議決をしないときに委員長が頼めるという、そのフレキシビリティを残しているという、当初、事務局から説明がありましたのと同じでございます。

古賀和裕委員 言葉の上で言えば、何か委員長一人が意見聴取することができるというふうに誤解を受けやすいんじゃないかと思うんです。むしろ「委員会は」というふうにすれば、第1条から第9条まで大体「委員会は」というのが主語になりますし、第5条に「委員長は委員会を代表する」ということがありますし、これを受けて「委員会は」というふうにすればスムーズに流れるんじゃないでしょうか。何か委員長一人が意見聴取することができるというふうにも誤解を受けるんじゃないかと思いますが。

合原委員 そうしたら、ここに「委員」を入れてしまったらどうですか。言葉の遊びみたいで申しわけないんですが、「委員長は、委員が必要と認める」と。今までの会議というのは、委員長と事務局がちょっとすっと流してしまうのが多いので、そうあってはならないということであれば、そこら辺、一人一人の委員の主体性とか自主性を尊重するという意味ではそれがいいかなと思ったんですが。

古賀憲一委員 常識的には「委員会」でいいんじゃないですか。

古賀和裕委員 ええ。そう思います。

古賀憲一委員 それで、何か決めるにしても、2分の1以上の出席で2分の1以上の同意ですから、実質上は25%で決まりますよね。

楠田委員長 ですから、その手続を経ないと、その参考人を、オブザーバーを呼べないということになります。

島谷委員 やっぱりしないといけません。

楠田委員長 した方がよろしいですか。

島谷委員 ええ。やっぱりこういう公開の委員会ですので、持ち回りでもいいですので、何かそういう制度をつくったらいいんじゃないでしょうか。

楠田委員長 わかりました。

それでは、第6条の条文は「委員会が必要と認めるときに意見参考人を委員会に出席させ、意見を聴取することができる」という表現でよろしゅうございますでしょうか。ただ、議事録には持ち回りでやることができるというところの条文を残していただくということでもよろしいでしょうか。

それでは、そういうふうにさせていただきます。

それで、確定させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

〔異議なし〕

楠田委員長 ありがとうございます。それでは、(案)の文字を削らせていただきます。

次に、情報公開のあり方についてです。これについて事務局から説明をお願いいたします。

(5) 情報公開のあり方について

事務局(浦山) それでは、事務局から説明をさせていただきます。お手元の資料の資料-5ということになります。こちらのスクリーンの方にも映しておりますので、ごらんいただければと思います。

(プロジェクター)

これは、筑後川水系流域委員会ではなくて、ほかの委員会等も参考にしながら、私どもがたたき台としてつくらせていただきました。中身等についてはご議論いただければと思います。

まず、委員会の傍聴です。傍聴につきましては、一般からの希望者及びマスコミ関係者が委員会を傍聴することができるということで、皆さんできますよと。ただし、開場が狭いところもあるかもしれません。そういう場合には一部制限がある場合もあるということを書いてございます。それから、マスコミ関係の傍聴者の方々のカメラとかビデオ撮影については委員長の挨拶まででいかがでしょうかと。皆さんの発言ができるだけ自由にできるようにということでさせていただいたらどうでしょうかということです。

それから、この開催案内につきましては、記者発表はもちろんいたしますが、私どものホームページ等でも掲載してお知らせをしていきたいなというふうに思います。

それから、この議事録についてはすべて公開をさせていただこうかなと思います。これにつきましては、一応皆さん方に一度目を通していただきまして、その上でホームページ等に掲載をさせていただきます。

それから、委員会の資料です。これについても基本的には公開をいたします。ただし、個人の名称とか、場合によっては重要な希少種の、希少な生態系の情報とか、こういったものについては、乱獲等の防止のために一部消すということもあるかもしれません。それから、この資料についても同じくホームページに掲載をさせていただきます。それから、閲覧につきましては、国土交通省筑後川河川事務所で閲覧を可能とさせていただければと思います。

それから、記者会見等につきましては、この会議が終わった後にもし必要であれば、それについては必要に応じて委員長の方でやっていただければというふうに思います。

( プロジェクター終わり )

以上、一応案でございますので、ご議論いただければと思います。

楠田委員長 ありがとうございます。この件につきまして何かご意見はございますでしょうか。

古賀和裕委員 傍聴の(1)はいいんですが、(2)傍聴者のカメラ、ビデオ撮影及び録音は委員長の挨拶までとしますということと、3の(1)議事内容は、「議事録」にまとめ公開しますというのは何か矛盾するんじゃないかというふうに私は思うんです。むしろ、そういうふうに議事録にまとめて公開するというのであれば、(2)についてはあえて必要ないんじゃないか。ただし、出席の皆さんからこの部分についてはどうしても非公開にしてほしいとか、そういうふうな要望があれば、委員長が判断されて一部分だけ非公開にするとか、そういうケースはあるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

楠田委員長 今のは傍聴の(2)と議事録として出すというところについてのご質問だったと思います。

島谷委員 関連質問でよろしいでしょうか。

楠田委員長 どうぞ。

島谷委員 あわせてお答えいただいた方がいいと思うんですが、議事録というのは何を指すのかということがちょっと不明なので、逐語録なのか、それをまとめたものなのか、その辺をあわせて説明していただかないと先ほどの質問には答えられないと思いますので、よろしくをお願いします。

楠田委員長 それではまず、議事録の定義をお願いいたします。

事務局(中村) お答えいたします。

ここで言っている議事録は逐語録を我々としては考えております。取りまとめた要旨ではなくて、全文公開ということを考えております。

楠田委員長 それは発言の全文ではないですね。固有名詞とかの支障のあるところは削りますね。

事務局(中村) もちろんそういうケースはあり得ると思います。

楠田委員長 ですから、そういう意味で、今、古賀委員からお話のありました件は、議事録とこの中身が少し違うんですね、支障のある発言は除かれていますから。

合原委員 よく委員会であるんですが、これとこれは内容がちょっと別なので、イコールじゃないんですね、さっきおっしゃったのは。そうだと思うんですが。それをイコールにするかどうかですね、この委員会の中で。

楠田委員長 少しやっぱり、完全に公開がはばかれる文言が出てきた場合に削る手だてがない。

古賀和裕委員 こういうケースは私も初めてなのであれなんです、具体的にどういふふうなことなんでしょうか。発言者の名前は出てこないんですか。例えば、Aさんとか、Bさんとか、そういう形なんですか。

事務局（中村） いえ、発言者の名前は出すようなことを想定しております。ただし、私の理解では、先ほどの委員長のお話は、これで言うと、4の（1）にあるような希少種の情報とか、そういうことです。

楠田委員長 この4のところにありますように……

古賀憲一委員 だから、個人と生き物のプライバシーは保護されます。

古賀和裕委員 そうことですか。

合原委員 利用されてしまう場合があるんです。

楠田委員長 だから、生物の場合には、それで翌日すぐなくなったりしますし、多分、個人的な中傷のような表現は全部削除しますので。

古賀和裕委員 そういう意味ですか。

古賀憲一委員 4の（1）ですけれども、団体の利害というのがちょっとひっかかるんですけどね。特に利水とか環境とかいってくると、利害という言葉はちょっとあれでしょうけれども、それに近いものが議論の中では当然出てくるのであって、趣旨からいけば、中傷とか、そういうのは除くということでしょう。だから、分析する過程で、利害関係というのはそれなりにこの分析の対象には多分なると思うんです。だから、ちょっと表現を何か工夫してもらった方がいいような気がいたします。

楠田委員長 どういうのがよろしいですか。

島谷委員 基本的には、資料の公開は情報公開法の適用に合わせてやるべきで、個人情報とか、貴重種などの情報とか、法律の中で公開してはいけない情報というのは決まっておりますので、それに準じると。それで、社会的に今非常にホットになっていて、団体の利害の関係を、この情報が社会的に非常に大きな影響を与えるというときは別途判断するとしても、基本的には情報公開法の仕組みに応じてやるというのがベースなんじゃないかと考えるんですが、それはいかがでしょうか。

楠田委員長 それは当然だと思います。

島谷委員 それでいいんじゃないですかね。あと、団体の利害は個別に判断せざるを得ない。

楠田委員長 そういう理解でよろしゅうございますでしょうか。

古賀憲一委員 具体的には削るということですか。

楠田委員長 具体的には支障のない限り載せるということですか。

島谷委員 文章から削ると。

古賀憲一委員 文章から削るんですね。いいと思います。

楠田委員長 それでは、ほかにございますでしょうか。

島谷委員 一番最初に議論しておいた方がいいのは、傍聴している方からの発言というのを認めるかどうかというのは、こういう会議でいつも後で問題になることが多いんですが、その辺を事務局はどういうふうにお考えなのか教えていただきたいんですが。

事務局（中村） 今おっしゃっているのは情報公開とは別の話ですね。

島谷委員 いえ、1の傍聴の中で、傍聴をしている方からの意見を聞くというようなスタンスの委員会なのか、情報公開とはちょっと趣旨が違うかもしれませんが、ちょっと累々の質問になるかもしれません。

楠田委員長 それは、委員会が決めるマターだと思うんです。委員長としては、傍聴者の意見というのは原則としてお伺いしないと。ここは学識経験者の意見を提言として出していくところで、もう一つは、別途1万人委員会とか、別の組織でもって意見を聴取する場所がありますので、そちらを活用していただけたらという思いがしますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

駄田井委員 ちょっとその前に、規約の第6条に意見参考人というのがございますが、参考人の方が前もって傍聴されておられたときに意見を述べるというのは、それはどうなんでしょうか。

楠田委員長 意見参考人になっておられれば、その委員会のどこかのテーブルの上でお話しになられると思いますが、そういう理解でよろしゅうございますか。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

島谷委員 ちょっと気になるので確認だけなんですけれども、よくこの手の委員会で、学識者の委員会と住民の人たちの意見が非常に食い違うような場面というのが出てくる可能性があって、そういうときに何らかの形で情報交換するというような場面が必要な場合があると思うんです。そういうことを想定しているんでしょうか。いかがでしょうか。

楠田委員長 それを妨げるという根拠は全くありません。意図はありません。というのは、幾つかの意見集約の場が並行してずっと動いていますので、ここはこういう意見が出てきたというのは当然こちらの方に反映されると思いますし、逆にこちらの考え方が向こうに伝わることはあると思います。その相乗的な効果の中で、よりよいもの、よりよい提言が生み出されてくれば素晴らしいと思いますが、いかがでしょうか。

合原委員 ホームページに議事録を公開しますよね。それについての一般的な逆のアクセスというか、意見というのは聴取するんですかね。その取りまとめ、そういうことをやったり、ちょっと私は経験があるので、その次の委員会のときに、前の委員会についての議事録に関して、傍聴者なりホームページを見た方からこういう一般的な意見がありまし

たよということをお知らせするとかいう、若干、島谷先生のその合意という、それで合意になるとは私は思いませんが、そういう手法はあるのではないかなと思うんです。

楠田委員長 わかりました。

事務局は、そういう事務作業を行うということは可能でしょうか。

事務局（中村） ホームページ上には現在も実は情報は出ております。それから、書き込みも可能な形にはなっておりますので、その辺を拡充するような形か、あるいは専用のホームページをつくってそこに同じく入れていくようなことは十分可能ですので、また工夫をしていきたいと思っております。

楠田委員長 今の回答でよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか、ほかに。

島谷委員 先ほどの1の(2)の結論がまだ出ていないように思うんですが、これをもう一度。

楠田委員長 これはこのままでいくということなんですが。

島谷委員 頭撮りだけということですよ。私は余り好ましくないのではないかなと思うんです。特段支障がなければ撮影していただいても結構なんじゃないかなと思うんですが、恐らくお忙しい方が多いので、そんなにずっと撮影されている方はいないと思っておりますので、大抵、頭撮りで、こうすると挨拶だけで終わりということで、議論しているところが映像に全然出ないということは余り好ましくないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。いつも委員長が立って挨拶されているところばかりが映像で流れるということになると思うんです。

楠田委員長 いかがでしょうか。これは、先ほどの支障のある意見が出てきたときにそれも公開されるということですから、委員の皆様方は自分の発言が全部公開されるという了解のもとで発言をしていただくという前提がこの(2)を変えらるとついてきますが、それでよろしゅうございますか。

島谷委員 先ほどご意見があったように、今からは希少種の話をするから撮ったらいけないとか、今日はこういう話なので頭撮りしかだめとか、そういうことをきっちりとしていただく必要はあると思うんですが。

楠田委員長 例えば突然出た場合、もう回避できないというか、ですから、それは委員の皆様方がその発言をしないということなんです。だから、自由なディスカッションの保障とその公開の原則の調和点にあると思っております。

黒田委員 私は委員長の意見に賛成です。

駄田井委員 しばらくこれでやってあって、それで中身を見て、もうちょっと公開した方がいいんじゃないかということになれば、そこでまた変えたらどうでしょうか、できるだけオープンにするような方向で。

楠田委員長 今の駄田井委員さんのご発言、黒田先生のご発言、それでよろしゅうございますでしょうか。

平野委員 ちょっとマスコミの方にお聞きしたいんですが、古賀委員にお聞きしたいんですけれども、いつもこういうことで委員会で挨拶までとして、マスコミの方はよくおとなしく帰られますね。というのは、ある委員会でそういうことがありまして、それは、その委員会をしますという投げ込みをやったわけです。これは情報公開の初めの、もっと前かな、前の段階。それで、挨拶をしてお帰りくださいと言ったら、皆さん怒られまして、呼んでおいて帰れとは何事だと。それで、盛んなやりとりの後、結局、主催者側が負けまして、おられた方があるんですけれども、どういうぐあいにお考えなんですか。私、よく素直に帰れるなと思って感心しているんですけれども、そういうことでよろしいですか。

古賀和裕委員 それはマスコミの中でも問題になっています。私もこの問題についてさっき問題提起しましたように、例えばここに書いてある重要な希少種の位置情報、こういうふうなものの発言が出て、そしてこれも撮影された、あるいは記者がテークノートしたというふうなときには、そこで初めて委員長が、あるいは委員会として、それについてはオフレコにしてくれというふうなことを申し入れられれば、決してそれを振り切ってまだ報道することはないんじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、だから、先生がおっしゃったように、原則公開ということにして、委員会として、この点については削除してくれ、あるいはオフレコにしてくれというふうなことが望ましいんじゃないかなという気がするんですけど。

楠田委員長 確かにそういう考え方はあるかと思いますが、今度はその種の資料が委員会に出てこなくなります。

古賀憲一委員 オフレコも基本的には事前に約束しないとだめですよ。撮った後ではもう多分、システムとしてはおかしいと思います。

楠田委員長 だから、差し支えのない議題だけが出てくることになる。なかなか難しい問題なんですけれども、ですから、できるだけ忌憚のないご意見を、できるだけ数多くの事項についてご議論をいただくということなので、よろしゅうございますでしょうか。

〔異議なし〕

楠田委員長 それでは、情報公開のあり方につきましては、この案文のままいかせていただきまして、途中でまたいろいろ修正した方がいいということになりましたら、委員会の合意のもとで改善させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（浦山） 委員長、先ほどの4の（1）ですけれども、ここで団体の利害というところの表現が最終的にどうなったかといいますか、特定の個人、団体の利害及び重要な希少種の位置ということ個人情報と置きかえてよろしいのか、このまま案文どおりいつてよろしいのかを。

楠田委員長 団体の利害は別に表に出てきて差し支えないわけですね、私はこう考えるというところですから。ですから、特定の個人、団体の中傷にかかわるところを削除してもらえばいいわけです。

事務局（浦山） 個人情報ということによろしいですかね。特定の個人、団体の利害というところの文章をそのまま個人情報と置きかえてもよろしいですか。

楠田委員長 それによろしいですか。

事務局（浦山） 私どもはそれで構いませんが。

楠田委員長 そういうことによろしいでしょうか。

古賀憲一委員 だから、団体の利害というところを削除すればいいんです。

楠田委員長 特定の個人情報ですか。

事務局（浦山） そうですね。

楠田委員長 「特定の個人情報および重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開にします」と、そういう文言でよろしゅうございますでしょうか。

古賀憲一委員 個人は特定されているんだから「特定の」というのは要らないんじゃないですか。

楠田委員長 再度読み上げさせていただきます。「個人情報および重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則公開にします」。ありがとうございます。それで確定させていただきます。

それで、今、既にかなりご議論をいただいているわけですが、1つは、委員の皆様方がいろんな視点で筑後川を見られていると思います。そこで、これから続きます委員会におきまして、こういう視点を大事にしたいという、そういうお言葉をちょっとちょうだいできないかなと。先ほど近藤委員さんからも感動というのが大事なんだというお話をちょうだいしましたが、本当はもう少し懇談会のようなものを開いてディスカッション、意見の交換をやりますと、そういうところも徐々に意思の疎通が図れるかと思いますが、それをより加速するという意味で委員の皆様方のご意見をアンケート形式でお伺いできないかなと思っているんですが、いかがでございましょうか。もしお許しをいただければと思います。事務局からその様子を配付していただけたらと思います。早速の宿題で申しわけございませんが、ひとつよろしく願いをいたします。

これは完全公開なんですか。

事務局（浦山） どちらでも構いません。

楠田委員長 一応公開されることを想定していただいております。

それから、最近、大学で教鞭をとっておりますと、学生がディスカッションが上手でないものですから、ついついこういう学識経験者の会議でもお願いをしがちになるんですが、審議の進行を円滑にするためのお願いというのがあります。ちょっと文言が、「進行」が2つあっておかしいんですが、2つの原則、4つの約束というので、必死に考えて、最後に韻を踏んだようにつくってあるんですが、これをちょっと読み上げていただけますか。

事務局（浦山） それでは、資料の方を読み上げさせていただきます。こちらのスクリーンの方にもお映しいたします。

お手元の方にお配りしておりますけれども、まず審議を円滑に進行していただくためにお願いということで書いてございます。

2つの原則ということで、1つ目は、自由で平等な発言を確保していただければと思います。それから、2つ目は創造的な討議にいただければということです。

それから、4つの約束ということで下にご書いてございますが、自由で対等な立場で発言を確保していただければと思います。それから、先ほどもちょっと出ましたけれども、特定の個人とか団体の批判等を行わないようにということでございます。それから、3つ目は、参加者は立場を超えて議論をしていただければということで、広い視点でということです。それから、4つ目は、わかりやすい説明に私どもも心がけます。それから、お互いの心情への理解もお願いいたします。それから、基本的なモラルを守っていただければということです。

楠田委員長 恐れ入ります。何か小学生に教えるようなものが出てまいりまして恐縮ですが、ひとつよろしくご協力のほどお願いいたします。

駄田井委員 約束の2番ですけれども、特定の個人というのは、これはあれですけども、団体の批判というのはどうなんでしょうか。議論の中ではある程度出てくるんじゃないでしょうか、筑後川流域連携倶楽部はけしからんとか。

島谷委員 九州大学はちゃんと研究していないとか。

楠田委員長 批判の定義をしておりませんのであれなんですけど、できるだけ創造的な、よりよい方に行くようにご議論をいただけたらということでございますので。

駄田井委員 もちろん中傷はいけないと思いますが、ある程度の批判みたいなものは出るんじゃないですか。

楠田委員長 それは当然出てくるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、かなり時間が押しておりますが、筑後川水系河川整備基本方針についてに移らせていただきます。事務局から資料 - 6 - 1、資料 - 6 - 2 を使いまして説明をお願い

いたします。

( 6 ) 筑後川水系河川整備基本方針について ( 情報提供 )

- ・ 筑後川流域の概要
- ・ 筑後川水系河川整備基本方針の概要

事務局 ( 浦山 ) それでは、ご説明をさせていただきます。資料がたくさんございますので、できれば前の 4 名の方、あちらの方に席を準備しておりますので、もし見づらかったら、席を移っていただければより見やすいかと思えます。資料につきましては、資料 - 6 - 1 と資料 - 6 - 2 ということで 2 つございます。まず資料 - 6 - 1 の方からさせていただきます。

( プロジェクター )

1 ページの方をあけていただければと思えます。もう皆さんご存じかと思えますけれども、筑後川は、板東太郎、利根川、それから四国三郎、吉野川と並んで筑紫次郎と呼ばれておりまして、九州最大の河川ということでございます。全国的にも、いろんな面で昔から地域の生活と非常にかかわりを持っている川であるということです。

流域につきましては、4 県にまたがっております、これも九州ではここだけです。全国的にも 4 県にまたがる川というのは非常に数少ないということです。長さが 143km です。源流は瀬の本高原、ちょうど熊本と大分の境になりますけれども、その付近です。流域面積が 2,860km<sup>2</sup> ということで、面積、長さともに九州最大ということです。

流域の土地利用につきましては、山林が 56%、水田、果樹園といった農地が 21%、宅地等が 23% ということで、下流域については比較的平野が多いといえますかね、平野の広い川ではないかなというふうに思います。

流域の地形につきましては、源流はくじょうの方なんですけれども、先ほど言いました瀬の本高原、阿蘇外輪山とくじゅうの方で、2 本の川が流れていまして、玖珠川と筑後川の本流の方面ですね、南側が本流です。上流側には熊本県の小国盆地がございます。それから、玖珠川の方に玖珠盆地がございます、これが日田で合流いたしまして、大きな日田市というまちを形成しております。日田盆地です。それから、夜明というところを過ぎますと、これから広大な筑紫平野が広がっているわけです。北側には、お手元に模型がございますので見ていただければいいんですけれども、朝倉連山という山がございます。それから、南側には耳納連山というちょっと長細い尾根のような山脈がございます。それから、もう少し西側に行きますと、今度は佐賀平野のちょうど上になりますが、脊振連山がございます。そういう地形になっているということです。

特に下流域につきましては、もともと沖積平野ですね、山から運ばれてきて平野を形成していったということなんですけれども、その中でも久留米から下流につきましては、特に一番河口域付近は干拓ということで、昔は、1万2000年前は久留米まで海でしたということです。それから、佐賀県庁付近ももともとは海ということで、低平地、非常に低い土地でございます。一番河口域の方には、もちろん人工的に進められてきた干拓地が広がっているところです。左の方に写真がございますけれども、これを見ていただければと思います。

それから、筑後川の雨の特性ですけれども、年間で大体2,050mmぐらいの雨が降ります。この2,050mmというのは、全国的に見ると多い流域です。全国平均では1,700mmですので、全国に比べると300mmぐらい雨が深いところなんです。中でも特徴的なのは、九州全部そうかもしれないんですが、6月から9月、梅雨から台風期に集中的に雨が降るといのがこの流域の特徴です。それから、特に南側、阿蘇の外輪山、本流ですね、松原・下笠ダムがあるところなんですけれども、ここは3,000mmを超える、場合によっては4,000mmに近いような豪雨地帯になっているというのが、左側の等雨量曲線を見ていただければ、濃いところが雨が深いところなんです。

それから、流域内にはどういうまちがあるかといいますと、ちょっと大きいまちだけを紹介しますと、日田に今、大きな日田市というのが、ちょうど真ん中に川が流れていますけれども、たくさんの川が流れている中に日田市がございます。ここは林業とかが盛んな地域です。それから、中流に行きますと、久留米市、ここなんですけれども、ここはゴム産業が盛んなまちになっていまして、非常に大きな都市を形成しています。それから、下流域では大川市、昔は家具、今でも家具は非常に盛んなんですけれども、日田の木を使ってそういうのが、これも川沿いにまちが形成されておりまして、古くから地域の生活と非常に密着した川であったということです。ちなみに、流域の人口は107万人ということです。

まず、上流域、もう少し環境を見てみますと、山は日田スギが有名です。全国三大林業地域にもなっていますけれども、日田美林というスギ、ヒノキです。それから、上流につきましては渓谷になっていまして、九重町の渓谷なんですけれども、こういう川を呈しておりまして、そこにはカジカガエルなども生息しているということです。それから、日田ではアユが有名なんですけれども、そういった魚が特に有名だということです。

それから、中流に参りますと田園地帯ということで、川としても雄大に流れておりまして、環境的にも多様な環境を持っているのではないかと思います。ここは九州を代表する穀倉地帯になっています。一番川らしい川なのかなと思いますけれども、河岸にはオオタチヤナギなどの大きな樹木なども生えています。そして、農業用水として、山田堰、大石堰、恵利堰と、こういった大規模な水利用が行われているのもこの地域です。全国的に珍

しい三連水車なんかもこの地域にございます。それから、田主丸等ではブドウ、それから杷木町の柿、こういったものも特産物となっていて、非常に自然も豊かだし、大穀倉地帯というところではないでしょうか。

それから、下流域でございます。下流域は、これは河口を写していますけれども、久留米の市街地では、先ほど言いましたように、ゴム産業が非常に有名なところですが、そこを下っていきますと、今度は有明海の潮の影響を受ける汽水域ということで、これは海水と淡水が交わる区域になってまいります。ここでは珍しい生き物がいて、エツとかアリアケヒメシラウオなど、ここにしかないような生物なんかがあるというところなんです。それから、川の周りにもヨシ原が広がっておりまして、また中流とは違った環境を呈しています。それから、もともとこの付近は農地の広さが、平野が非常に広いものですから、水を工夫しながら水利用が行われておりまして、クリークなどを使いながら、たくさんクリークが昔からありまして、そこに一度水をためて、何回も何回も繰り返し利用して農業が営まれてきたというところなんです。それから、河口の方は有明海の干潟ということで、こういう環境を呈しています。

それから、歴史的に見ますと、昔は筏流しあたりで川が使われていて、そのほかにも渡しですね、橋がないところは川を、62の渡しがあったと言われてます。平成6年にすべての渡しは、下田の渡しを最後に終わっているということです。それから、日本住血吸虫という風土病がこの地域でございまして、こういったものの対策が、高水敷の整地とか河岸の整備などが行われて、平成2年に安全宣言が出されているというところなんです。

まず、歴史的に治水を見てみますと、今でも残っていますけれども、川の中に水はねがあったり、これは荒籠というんですが、こういうので洪水をコントロールしたり、あるいは河道を維持したり、そういうものがなされてました。それから、左側にございますけれども、千栗堤とかいう、二線堤ですね、一回氾濫しても地域も守るような二重の防護とございますか、そういう堤防なんかもございまして、輪中堤なんかも残っております。

それから、利水施設といたしましては、先ほど言いました三大堰がございまして、河口では、アオ取水という有明海の干満を利用して水を利用する仕組みなどが昔はなされていたというところなんです。

それから、最近の改修ですけども、その後、国がこの改修に入ったのが明治17年ということで、九州で一番古い歴史を持っています。最初はかなり蛇行しておりましたので、その川を真っすぐにするということで、4カ所の大きな蛇行地点を真っすぐにするような捷水路工事を進めております。それから、こういう分水路なども整備して安全に流すという対策が行われてきました。

その後、昭和28年に大きな水害がございまして、死者147名、全半壊が1万2,800戸とい

う未曾有の災害がございました。これで中流域以降の下流まで含めてほとんど水害を受けてしまったという状況です。それで、この災害を受けまして、上流側に洪水を調節するために松原・下笠ダムが建設されました。そして、原鶴、温泉のところですね、それから大石、こういうところに分水路を整備して、川の流す能力を上げてきた。それから、久留米においては、堤防を少し引いて川幅を広げたという整備をこれまで進めてきたということです。

特に松原・下笠ダムの建設に当たっては、我が国の最初のいろんな公共事業の歴史の中で、私権と公権という、そういう観点からかなりの教訓を受けたといえますが、そういう闘争の中で、これを受けているんな制度とかが変わってきたということです。

それから、河口では高潮の被害を受けます。最近では昭和60年に河口で高潮被害を受けていまして、特に大川市あたりはかなり浸水をしているわけです。これにつきましても、これまでそういった水門を整備したり、堤防を整備したりしながら対応してきているところです。

もう一つ、下流は、先ほど申しましたとおり、非常に低平地です。そして、6mの干満の潮の影響を受けますので、水はけが非常に悪いということで、下流域にはポンプ場、こういったものが整備されていまして、これによって水をはいている、川の中に水を強制的に出しているということで、下流地区はそういう機械的な排水で浸水を防いでいるというのがこの川の特徴です。上流域につきましては、平成3年に風倒木という、木がたくさん倒れました。これを受けて、監視体制といえますかね、こういったものを強化してきているということです。

次に、利水です。利水につきましては、もう皆さんご存じかと思えますけれども、北部九州の水がめというようなものになっていまして、いろんな湧水調整もしながら工夫しながら今水が使われているということで、最近でもよく湧水調整がなされているところです。

それから、川の利用という面でございますけれども、これは上流から下流までいろんな使い方がなされています。特に中流、上流につきましては、屋形船とか、鵜飼いとか、そういう観光面での利用。それから、久留米あたりでは、広大な空間を使っているいろんなレクリエーション等で使われております。

また一方で、地域の方々の活動も非常に活発になっておりまして、川という自然を生かしながら地域づくりの中で使っていこうということで、子供たちが川でいろいろ体験ができるような活動なんかも地域の団体によってなされているところです。

以上が概要でございました。

それから、資料の6 - 2でございます。お手元に河川整備基本方針というのをお配りしておりますけれども、これは国の審議会によって昨年10月につくられております長期計画

です。これは本当に長期計画ということで大まかなことを書いてございますので、今回はこれを踏まえて具体的な20～30年の計画を立てるということになります。

それでは、基本方針の概略についてご説明します。この基本方針の中にはこんなことが書いてございます。まず、基本方針は3点ですけれども、貴重な生命・財産を洪水や高潮から守り、地域が安心して暮らせる社会基盤を形成しましょうということが書いてございます。それから、流域の風土、文化、歴史、豊かな水辺環境などを踏まえた川づくりを目指し、健全な水循環系を構築しましょうということが書いてございます。それから、治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開しましょうということがまず方針として述べられております。

まず、安全といいますが、防災面です。ここに幾つか書いてございますけれども、ここに書いてあるのはハード、それからソフト、この両面から災害の発生、防止あるいは軽減、こういったものを図っていこうということをここに書いてございます。

具体としましては、ダムによる洪水調節、高潮対策、内水対策、堤防等の整備ということになります。それから、昔からある、氾濫をした場合に防げるような、横堤防というんですけれども、そういったものが何力所が残っています。そういったものを保全しながら、万が一大きな洪水が来たときでも、堤防が破れてももう一度どこかで防げるような、そういった工夫なんかも残していこうではないかということです。

それから、あらかじめ地域にお住まいの皆様方に、住んでいるところはどのようなところなのかというハザードマップ、そういったものの情報をできるだけお伝えしていくとか、あるいは水防活動、こういったものをやりながら、ソフト面でも防災対策をとっていこうということが書いてございます。

それから、土地利用です。都市化が進んでいくわけですけれども、そういったものできるだけ地域の自治体と調整しながら、安全な地域を目指していったらどうだろうかということも書いてございますし、住まい方の工夫ですね、昔は低い土地では高く盛って家を建てられていましたけれども、最近はそうなされていけませんので、そういったものをもう一度やっていったらどうだろうかとかいう、そういう住まい方の工夫なんかのところも書いてございます。

それから、水利用です。水利用につきましては、有効な水利用を図ろうということを書いてございます。それから、環境です。特に、河川の流量と調和したような望ましい河川流量を確保しながらの水利用をやっていきましょう。もし濁水が発生したときには情報連絡体制をきちんと強化していきましょう。それから、水の利用者相互が水融通をして、それを円滑にしましょうということをここに書いてございます。

具体例としてはここにございますけれども、右側は大山町、上流側ですね、流量がふえ

て、川の環境もちょっと整備して、本来、川らしい川を復元した事例です。流れをよみがえらせたというような事例なんかも載っています。

それから、環境につきましては、多様な動植物の生息・生育環境を保全しましょう。

それから、特に中流部については、現在の良好な自然環境を保全・再生しましょう。それから、下流部は、貴重な汽水環境、こういったものを保全・再生しましょう。それから、地域の方々に親しまれるような河川環境、河川景観を整備、保全しましょうということが書いてございます。具体的には、この写真等を見ていただければイメージがわくのかなと思います。

それから、健全な水循環系の構築ということで、これは合理的な水利用をしまして、水質等も良好にしていきましょうということです。これは一つの例ですけれども、水質ですね、ここのすぐ横を流れています高良川については、かなり水質が、下水道整備によってきれいな水が流れております。しかし、ちょっと隣の川に行きますと、まだまだかなり汚れた水が流れているということをお示したものです。

それから、川の維持の管理です。これは単なる治水だけではなくて、川の持っている多様な役割を發揮できるような施設管理をしていきましょうということです。それから、施設等については、適切に維持補修をやって機能をちゃんと確保していきますということです。それから、治水と環境を調和させるような植生管理をしていきましょう。下流域ではガタが堆積しますので、そういったものを考えながら管理をしていきましょうということが書いてございます。具体的には、この絵を見ていただければ大体おわかりになるのかなと思います。

それから、住民参加による河川管理ということです。これは、九州一の規模を、今いろんな住民団体がこの流域にございますので、その流域連携をよりよいものにしていくように私どもも支援できればというふうに思います。それから、地域の魅力を引き出すような積極的な河川の管理のあり方を考えていきましょう。それから、流域の連携あるいは環境教育、こういったものも支援していきましょう。それから、地域の皆さんが一緒になって河川管理に参画できるような仕組みづくりができればというふうに思います。これも具体の例です。

それから、数字的なものが何点か載っていますけれども、この長期計画は昭和28年6月の洪水相当の雨を対象としております。ちょうど荒瀬というのは夜明のちょっと下流側と思ってもらえればいいんですけれども、山から平野に出るところ、この地点で1万 $\text{m}^3/\text{s}$ の水が来るということを長期計画の対象にしております。そのうち川で対応できる分が6,000 $\text{m}^3/\text{s}$ 、それから上流等で洪水調整施設、ダムですけれども、ダム等によって調節ができる分が4,000 $\text{m}^3/\text{s}$ ということで、この4,000 $\text{m}^3/\text{s}$ 、6,000 $\text{m}^3/\text{s}$ の配分で長期計画が立て

られております。

その流量の配分につきましては、荒瀬の地点で調節後に $6,000\text{m}^3/\text{s}$ 。それから、久留米付近では瀬ノ下で $9,000\text{m}^3/\text{s}$ でございますけれども、 $9,000\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいが来るという想定です。

それからもう一つ、川的环境といえますか、正常な機能を維持するための流量、これにつきましては、同じく夜明ですね、荒瀬よりもちょっと上なんですけれども、夜明で $35\text{m}^3/\text{s}$ から $40\text{m}^3/\text{s}$ 程度が想定されるということで、これは下流の、特に中流域の魚の生息環境とか、そういったものを考えたところの流量です。ただし、河口域、特に汽水域ですね、こちらについての流量については決め切っておりませんで、今後さらに調査、検討の上、決定するものとするということをこの長期計画に記載してございます。

(プロジェクター終わり)

以上、先ほどの河川整備基本方針についてのご説明を終わらせていただきます。

楠田委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまいただきましたご説明に対してご質問、ご意見ございましたらちょうだいいたします。どうぞ何なりとお願いいたします。

ないようでしたら、ここでちょっと休憩をさせていただいて、その後、冒頭にまたご意見がございましたらお伺いいたしますので、3時半まで休憩させていただきます。

(休憩)

楠田委員長 それでは、時間が参りましたので、再開させていただきます。

先ほどの河川整備基本方針につきまして、何か追加のご質問はございますでしょうか。

平野委員 整備基本方針と、それから、これから審議されることになると思うんですが、河川整備計画についてちょっとお尋ねしたいんですけれども、資料 - 6 - 2 の19ページですけれども、表がありまして、基本高水がピーク流量が $1\text{万m}^3/\text{s}$ で、河道への配分流量が $6,000\text{m}^3/\text{s}$ で、上流の洪水調節施設で $4,000\text{m}^3/\text{s}$ ということなんですけれども、これはたしか昭和48年ごろですから30年ぐらい前に決められたと思うんですが、それと数値が全然変わっていないんですけれども、それはともかくとしまして、現在、松原・下笠ダムで $2,000\text{m}^3/\text{s}$ 弱ですね。だけど、これでやるとすれば、松原・下笠ダムと同じぐらいのダムがまた必要になるということなんです、ダムというのは当面すぐにはできそうにないので、そうすると、整備計画では河道への $6,000\text{m}^3/\text{s}$ 、これを流せるようにつくられるんでしょうか。そうすると、基本高水を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ としてするという事なんですか。どうしてお考えでされるのかちょっとお聞かせ願いたいんですが。

事務局(浦山) これにつきましては、あくまでも長期計画になります。このまま整備計画でつくるといえることはないかと思えます。当面、20年から30年の中でできることをこ

の中から考えていくということになると思います。

平野委員 ですから、その場合の基本は、河道への配分量は $6,000\text{m}^3/\text{s}$ と考えてよろしいんですか。

事務局（浦山） はい。 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ までできるかどうかわかりませんが、 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ 以内で考えていくこととなります。また今後詳しいご説明はしてまいりたいと思います。

楠田委員長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ほかにございましたらいただきたいと思います。

松井委員 この10ページなんですけど、今の資料ですけれども、河川環境の整備と保全というところなんです。特に下流部の貴重な汽水環境の保全・再生ということを目標の1つにしているということなんですけど、それと同時に、その次の河川の維持管理の中でも、土砂のガタ土の堆積を考慮した河川管理といったものもありますけれども、今これが河川内の汽水域のところの一応絞られていますけど、やはり河川管理、特に筑後川の場合は有明海を支えているということで、有明海についてのいろんなその辺の検討はどうしているのかということであれちょっとお尋ねしたいんですが。

事務局（中村） 重要なお指摘かと思えます。当然、有明海のことを考えた河川管理という方向性を持たなければいけないと思うんですけども、ただ、これは役所の仕切りなのでなかなかご理解いただけない面もあるかもしれないんですが、河川管理者として権限を持ってやれる範囲は決められております。その範囲で計画もつくっていかなければいけないものですから、これは実行できる計画という中身になってまいりますので、ですから、今後どういうことが有効かということもあわせて、海に対してどういうことが有効かということも、皆様のご意見もいただきながら実行可能な計画にしていきたいと思っております。ですから、直接、海の対策というのはたくさんあると思うんですけども、その中で河川として有効な対策をぜひ皆さんからもご提言いただきたいということになってくるかと思えます。

楠田委員長 よろしゅうございますでしょうか。

松井委員 今の省庁のいろんな垣根というのはあるんですけども、やはりこの場合は筑後川という立場の中から有明海を考えなければいけないと思うんです。それだけは崩さないでいきたいところですね、今の委員会の中では。

楠田委員長 法律上の制約があるものですから、思いは有明海に十分はせながら、要するに、広いところで考えた条件で法律的に実行可能な枠の中で最適値を目指していくということになるかと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございませんででしょうか。

ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。7番目は住民意見聴取

について（情報提供）ということで、資料 - 7 で事務局から説明をお願いいたします。

（ 7 ）住民意見聴取について（情報提供）

事務局（甲斐） 筑後川河川事務所調査課の甲斐と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、ただいまから住民意見の聴取についてご説明させていただきます。

（プロジェクター）

まず、目的です。河川法第16条の2第4項に規定する趣旨に基づき行います。地域が抱える課題や筑後川の将来像に対する夢、思いなどの意見を広く一般の住民の方から聴取するというのを目的としております。

その基本的なスタンスでございますが、計画を立てて、それから整備を行い、維持管理を行うまで、住民と私たち河川管理者がお互いに汗をかいていこうというスタンスから、計画から参画する川づくりというスタンスが1つございます。それから、川はそのまちの貴重な構成要素であるという観点から、地域活性を目的とした川づくりというスタンス。この2つのスタンスでやっていこうというふうに考えております。

ここで言います住民意見の聴取というのは、大体このあたりと考えていただきたいと思えます。それで、関係住民がここにございます。河川管理者が整備計画を策定するんですが、そこで関係住民から直接意見を聴取するという場。それともう一つ、まちづくりといった観点から、こういった観点をフィルターを通した意見聴取というのも考えてございます。

具体の住民意見聴取の進め方でございますが、3つございます。直接対話を主体とした意見聴取です。直接ひざを突き合わせて住民の方々と会話をしながら意見聴取をしていこうというふうに考えています。それから、2番目、地域の総合行政を担当する自治体、市町村との連携。まちづくりの観点でございます。それから、地域レベル、地先レベルのお話から流域全体を通したお話といったものを、地域レベルから流域レベルまでの意見聴取といったことで考えてございます。

それをちょっとわかりやすく図にしたのがこちらです。横軸の左側が地域レベル、右側が大きな流域レベル、それから上が直接対話、下が間接対話というふうにちょっと整理してみました。できる限り直接対話を主体としてやっていきたいというふうに考えています。その一番核となるのが住民懇談会です。こちらにつきましては、筑後川沿川ですね、校区単位とか、そういった単位で公民館等で地域住民の皆さんとお話し合いをしていこうというふうに考えています。それから、行政懇談会です。それから、既にありますいろいろな市民団体との懇談会。それから、いろいろなシンポジウム等とか、まだ具体的には決まっ

ておりませんが、そういったイベント等の場を活用した意見聴取。それから、インターネットです。それから、メディア等を活用した、ここは主に広報活動になるかもしれませんが、意見募集とか公表といったものを考えています。なかなかその場で声を出して意見を言われる方ばかりではございませんので、アンケートの調査もこういう住民懇談会とか、イベントとか、市民団体の懇談会の中で実施していこうというふうに考えています。

具体的に住民懇談会をどう進めていくかというところですが、3段階で考えています。まず第1段階は、私たち河川管理者と住民の方々が持つておられる情報というのは当然違うというふうに認識しております。そのギャップを埋めていくという作業が第1段階。現状の説明、情報の共有化と認識を深めるというレベルです。ここで地域の皆様の川に関する関心事、考え、それから課題等がありましたら、そういったものを聞いていこうと思っております。それで、同じ共通認識に立った後、私たちが整備計画の素案をお見せします。それに対する具体的な意見を言っていただくというのが第2段階。そして、整備計画をつくった後、皆様にお知らせするというのが第3段階。こういったぐあいに住民懇談会の進め方を考えています。

(プロジェクター終わり)

以上です。

楠田委員長 ありがとうございます。

この委員会と並行して行われます住民の方々の意見を伺うというところの方法につきまして、何かコメント等がございましたらいただきたいと思えます。あるいは、実施に当たりましての留意点でも結構でございます。

島谷委員 全体的につくり上げていくというマインドが少し欠けているのではないかと思います。聞いていて思いました。言葉も聴取ということで、事情聴取みたいでどうもですね。意見交換。法律の方がまだよくて、意見を反映するとかいうことになっているんです。もう少し、マインドの問題だと思えますけれども、何かみんなでつくり上げていこうとか、それでこの委員会との交流みたいなものが全然ないので、やっぱりそういうことをやらないとだめなんじゃないかなという気がしているんですが、ぜひその辺を考えて、言葉の使い方も、意見聴取とかいったらかなり構えてしまいますね、聴取をしますとか言われると。ぜひ工夫してください。

楠田委員長 貴重なご意見をありがとうございます。もうちょっとデュアルモードの、聞き置くぞというのではなく、交換といいますか、デュアルモード型の用語の方がいいのではないかと。単に用語だけではなくて、そのマインドも大事だというご指摘だと思えます。

松井委員 じゃ、公聴会と余り変わらないですね。河川法の中では公聴会を開くと書い

てありますけれども、実質はその域から出ていないとちょっと私も感じました。

楠田委員長 ほかにございますでしょうか。

諫本委員 個人的に聞いたことがあるかも知れないんですが、この意見聴取は3段階ありましたね。時間的な計画みたいなものがありましたら教えていただきたいんですけど。

事務局（浦山） 今、準備中でございます。これにつきましては、7月ごろから各地域を回りながらやっていこうと思っています。できれば今年1年間はこちらの意見聴取を、意見聴取というのは名前がおかしいんですけども、地元の方と話す場をたくさん設けていこうかなと思います。これを今年の重点目標ということで考えております。

楠田委員長 よろしゅうございますでしょうか。ほかに。

合原委員 私も絶対、普通に懇談会があったら、住民で、そこら辺の地域でやりますから来てくださいなんて言ったら、多分行かないかもしれないかと思ってしまう。なので、今の地域の中では、基本的に、私は悪いとは思わないんですが、私も団塊の世代なので人数が多いので、ちょっと年代が上がった方たちの意見しかもしかして反映しないかもしれないというおそれがあると、とても本当の意味でのリニューアルができるかどうか心配なので、いわゆるいろんなイベントというか、子供たちを集めたり、若い人たちが集まるような場所での工夫というか、懇談会の工夫をやっていただくといいかなとは思っています。

楠田委員長 ありがとうございます。できるだけ皆さん方が参加しやすいように工夫をしていただいて、意見を交換していただきたいということです。

どうぞ。

駄田井委員 意見を聞いてですが、問題は素案をつくる段階にどれほど住民の意見が入るかというところが問題で、素案づくりの中にどれほど参加できるかというのが重要なことじゃなからうかというふうに思います。その点、これは私ごとで申しわけないんですが、この前デンマークで開催されたコンセンサス会議のような手法とか、それからシナリオワークショップ、ああいう方法なんかも試験的に取り入れるとかいう工夫というのは必要じゃないかというふうに思います。

楠田委員長 ありがとうございます。駄田井先生から貴重なご意見をいただきました。

事務局の方で今いただきましたご意見を参考にさせていただいて、より有効性の高い方法をとっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の議題になりますが、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

（８）次回の開催予定について

事務局（浦山） それでは、ご説明いたします。

資料は特にご用意しておりませんが、今後のスケジュールでございます。冒頭に申し上げましたとおり、この流域委員会は今年、来年ということで2カ年にまたがって開催をしていこうと思っています。その中で、これから地域の方々の話を聞く場をたくさん設けて、これが今年の大重点目標になっております。そういうことで、秋以降に皆さん方とまた具体的なお話ができればと思います。

また、ぜひこの委員会の中でいろんな現場を見ていく機会なんかもつくりたいと思いますので、よろしければ夏ごろにそういう場をつくって、次回以降また進めていけるようにしていただければと思いますが、ご意見を伺いながら、現場見学、そういったものが何かどうか等いろいろご意見をいただきたいと思います。

楠田委員長 ありがとうございます。この点につきまして何かご質問はございますでしょうか。

島谷委員 全体的なことなんですけれども、結局、住民の人の意見を聞いたり、委員会の意見を聞いたりして、みんなで練り上げていこうというスタイルが非常に重要な今回の試みだと思うんですけれども、やっぱりその場合にプロセスが非常に重要で、案を作成するような段階で何度も違う案がどんどん出てきて変わっていくということが非常に重要なポイントだと思いますので、事務局の方にはそういうプロセスをぜひこの委員会の中で見せていただきたいし、住民の懇談会の中でも見せていただくような工夫をぜひお願いしたいなと思います。ですから、委員長から先ほど提案がありましたけれども、一回決まったことでも再度議論していいとか、そういう手戻りができるような進め方をぜひ工夫していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

楠田委員長 ありがとうございます。どうぞ。

古賀憲一委員 住民意見の反映の仕方のところでアンケートはやられるんですか。

事務局（浦山） アンケートといいますか、地域の皆さんとさまざまな懇談会をやりますが、そのときに発言できない方もいらっしゃると思うんです。そのときに一緒にその懇談会等の中で紙に書いていただいているような思いを伝えていただくというのは考えております。

古賀憲一委員 自由意見ですね。

事務局（浦山） 場合によっては選択式もあるかもしれませんが、それについてはまたこれから検討したいと思います。

古賀憲一委員 質問項目を設定するということは、アンケートをする側がそれなりの目標なりを提示しておかないと質問が成立しないんです。だから、そこら辺も慎重にしてもらった方がいいかなという気がいたします。

楠田委員長 ありがとうございます。住民の方の意見を伺う場合に、情報をちゃんとお伝えした上でご理解をいただいて、そしてまた回答をいただくという、そういうことも大切かと思います。

ほかに、この件だけでなく、今日の全体を通しましてご意見はございますでしょうか。

古賀憲一委員 素朴な質問ですが、1万人というのはどうやって決めたんですか。

事務局（中村） 特に他意はないんですけども、数多くというふうにご解釈いただければありがたいと思っております。恐らく1万人を超える意見はいただけるというふうに思いますので、ちょっと少な目ではないかというふうにお考えかと思うんですけども。

古賀憲一委員 環境を考えるときには、少数意見の尊重の仕方だろうと思うんです。特に人間というのはとかくわがままな側面がありますので、そういう少数意見の尊重の仕方のところを、一番大事なのは専門家の力だと思いますが、そういう力をできるだけかりてやっていただければと思います。要は、筑後川というのは何らかのいろんなフラストレーションが先々出てくるようなところですよ、基本的には。だから、そこは、さっき実現可能という言葉を使ってありましたけれども、大事なことは、こういう問題があって、ここまではできるとか、できないとか、そういう情報をきちんと先々のために残しておくというのは非常に大事だろうと思います。そこをちょっとご配慮いただければと思います。

楠田委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

石原委員 次回の開催予定に関連してでございますが、先ほどは、夏ごろに視察ですか、それから秋ぐらいに委員会ということでした。それで、大体2年間のスケジュールということはわかりましたが、この2年間で委員会が何回行われるかわかりませんが、全くランダムに意見を提案したり論議したりするんでしょうか。それとも、例えばまず河川の段階として、治水にかかわること、その次は利水にかかわること、そして最後に環境問題、そういうふうに進んでいられるのか、そこらあたりのおおよそのお考えを提示していただければ大変ありがたいと思うわけです。

楠田委員長 ありがとうございます。

事務局（中村） 先ほど調査課長から、今年1年は住民意見の聴取をまず重点的にやりたいというふうに申し上げたんですけども、そういった場を通じて、まず段階的にというよりは全体的に当然意見が出てくると思いますので、それを反映というか、いろいろ勘案した上で、我々の素案、先ほども島谷委員が言われていたように、プロセスを皆さんに見えるようにしたいので、それを反映したような素案を順次、段階的に作り上げて、それを皆様にお示ししながらやっていきたいと思っております。だから、どれから先というのは、ちょっと今の時点では、ひょっとしたらどれから先というのもあるかもしれませんが、できれば全体で同時に出していきたい、それによって総合的に皆さんから意見をいただきました

いというふうに思っております。あくまで事務局の今の考えでございますので、進め方についてもご意見があればまたお教えいただければと思っております。

楠田委員長 恐らく個別には切れないのではないかという感じがしておりますが、ですから、治水、利水、環境、その3つが順次挙がっていく格好になりそうだなという感じはしておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

石原委員 はい。

楠田委員長 ありがとうございます。ほかに。

江藤委員 私、これを見てすごく感動しております、これは自分たちの、何ができるかなというのがすごくわかるような立体地図だと思えます。これは、予算の都合もあると思いますけれども、住民懇談会とかではどうなんでしょうね。これを活用していただくと、多分、住民の人というのは、自分のところ、こういうところでこんなことをしなければいけないんじゃないかというのがわかるような気がするんです。もちろんお金がかかりますので、その辺で予算が可能であればと思うんですが、お願いですけれども、よろしく願いいたします。

事務局（中村） 今持っている手持ちがだんだん少なくなっておりますので、予算が許せばもうちょっと作り直すとか、そういうのはやります。

江藤委員 すごくわかりやすいですから。

事務局（浦山） もちろんこれを使って話をしていきたいと思えます。

楠田委員長 ありがとうございます。経費の問題もあるかと思うんですが、販売していただいてもいいんですよ。

どうぞ。

合原委員 もしかしたら江藤さんがおっしゃるかなと思ったんですが、私どもは水源地の方なので、見学とかのときに、山の方というのが今いろんな意味でとても悩ましい状態でもございますので、ぜひご見学していただけるといいなと思っております。

楠田委員長 ぜひその節にはよろしく願いいたします。

ほかにご意見はございますでしょうか。

福岡委員 今日は漁連の方も来ておられますので、有明海は直接筑後川と関係がないということではないわけで、潮が時計と反対回りに行って、有明海は諫早湾の問題とともに非常に大きな問題になっているわけで、それについても、筑後川の流量とか、いろいろ関係があるわけで、そのためにもおられると思うので、有明海の問題はこの中には全く入らないのか、入るのか、その辺も一つお伺いしたいと思うんです。

楠田委員長 先ほどからご意見をいただいておりますように、有明海を含めてよくなるように、いわゆる河川法のもとで行政側が手を打てるところを整備するということになりま

す。河川の中の最適解を求めるのではなくて、下流側の有明海も上流も考えながら、真ん中のいわゆる行政上可能なところの範囲内は手を打つということでございます。

福岡委員 わかりました。

楠田委員長 ほかにございますでしょうか。

古賀憲一委員 さっき現地視察の話がありましたけれども、現地視察は準備する側も結構大変だろうと思います。あわせて、川の顔を見るときには最低四季を通じて見ないといけません。あわせて、筑後川の場合ですと、水を相当使っていますので、それを一々こなそうとすると大変ですのでお任せしますから、ビデオか何か撮っておいてもらえると、それをぱっと見ればこっちも手間が省けますので、特に雨が降った後の川の流況とか、そういうのをつぶさに撮っていただければ非常に便利かなと思いました。とっさの思いつきです。

事務局（中村） その点に関しては、現在インターネットで筑後川5地点の画像を常時出しております。実はここでも出せるんです。出してもらってもいいんですけども、常時公開しております。しかも、動画になっておりますので、ちょっとそれもお試しになってください。夜はちょっと見にくいんですが、明るい時間帯でしたらかなり鮮明に見えます。

古賀憲一委員 じゃ、私の気持ちが多分通じていると思います。

楠田委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、これで本日の審議を終了させていただきたいと思います。事務局にお返しいたします。

事務局（坂元） 委員長、進行の方、どうもありがとうございました。

## 5 . 閉 会

事務局(坂元) 以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきたいと思います。

事務所長から一言よろしくお願いします。

中村筑後川河川事務所長 長時間、どうもありがとうございました。また次回、恐らく見学会ということになると思いますが、ご案内をできるだけ早く差し上げますので、よろしく願いいたします。本当に今日はお疲れさまでした。